

# 東松島市

---

復興まちづくり計画骨子

あの日を忘れず ともに未来へ

～ 東松島一心 ～

平成23年9月26日

東松島市

あの日を忘れず ともに未来へ

## 「東松島一心」

東日本大震災は、私たちがこれまでに経験したことのない未曾有の大被害をもたらしました。1,000人を越えるかけがえのない人命を失い、多くの住宅、都市・産業基盤が破壊され、壊滅的な被害の大きさと深刻さは言葉に言い尽くすことはできません。

一方で、私たちは国内外からの献身的な救援・支援や、ボランティアのみなさまに、物心両面からたくさんのサポートをいただきました。支援の輪は、今も広がりを続けています。新たな「絆」は、私たちが立ち上がるきっかけとなり、復興への意欲をさらに高めてくれました。

被災間もない現在、心情的には非常に辛い状況にはありますが、大震災の経験と教訓を活かし、亡くなられたみなさまの心に報い、将来にわたって安心して安全な新しいまちづくりを実現していくことが、与えられた最も大切な責務だと考えます。

今こそ、新しいまちづくりの理念のもと、大きな打撃を受けた被災地の迅速な復旧と更なる復興を実現していかなければなりません。心と力を合わせてこの震災からの再生と復興を成し遂げ、震災復興のモデルとなる新たな希望を東松島市に実現してまいります。

※「東松島市復興まちづくり計画」は、たくさんの英知を結集して、策定継続中です。その中で、市民アンケート調査や地区懇談会、有識者委員会など様々のご意見をもとに、計画のたたき台となる骨子案を編成いたしました。現時点で成案ではありませんが、今後も本案をもとに、意見交換を重ねつつ、復興計画の編成を進めてまいります。

東松島市長 阿部秀保

## 東北地方太平洋沖地震に関する東松島市の主な被害状況

### 1. 災害の概況

発生日時 平成23年3月11日（金） 14時46分18.1秒  
震央地名 三陸沖  
（北緯38°06.2′ 東経142°51.6′ 牡鹿半島の東約130km）  
震源の深さ 24km  
規模 マグニチュード9.0  
最大震度 震度6強  
津波 野蒜海岸（北側エリア）浸水高 最大10.35m  
大曲浜地区（石巻港外港）浸水高 最大5.77m  
浸水面積 東松島市全体面積102k㎡のうち37k㎡浸水（36%）  
市街化区域12k㎡のうち8k㎡浸水（65%）

### 2. 被害の状況（平成23年9月26日現在）

人的被害（H23.3.11現在の住民基本台帳登録者数43,225人）  
東松島市内での遺体収容数 1,045人  
（うち東松島市民898人、市民以外97人、身元不明50人）  
行方不明者 88人（うち認定死亡65人）

住家被害（H23.3.1現在の世帯数15,080世帯）  
全壊 5,442棟（うち流出1,265棟、全壊4,177棟）  
大規模半壊 3,042棟  
半壊 2,444棟  
一部損壊 3,591棟  
計 14,519棟（※り災証明発行件数）

避難者・避難所数（ピーク時、平成23年3月16日）

避難者数 15,185人  
避難所数 86施設

※平成23年8月31日で全避難所閉鎖

## 目次

序章 東松島市復興まちづくり計画について .....	1
1. 計画の趣旨 .....	1
2. 計画の期間 .....	1
3. 計画の構成 .....	2
4. 計画策定の方法 .....	3
5. 計画の推進体制 .....	3
(1) 計画の推進体制 .....	3
(2) 計画の見直しと評価 .....	4
第1章 復興まちづくりの基本方針 .....	5
1. 復興まちづくりの将来像 .....	5
2. 基本方針 .....	6
【1】防災・減災による災害に強いまちづくり ～防災自立都市の形成～ .....	6
【2】支え合って安心して暮らせるまちづくり .....	6
【3】生業の再生と多様な仕事を創るまちづくり .....	6
【4】持続可能な地域経済・社会を創るまちづくり .....	6
第2章 分野別取組み .....	7
1. 防災・減災による災害に強いまちづくり ～防災自立都市の形成～ .....	7
(1) 防災・減災型都市構造の構築 .....	7
(2) 防災自立都市の形成 .....	9
2. 支え合って安心して暮らせるまちづくり .....	12
(1) 暮らしやすい居住環境の整備 .....	12
(2) 安心して心豊かに暮らせる生活環境の向上 .....	13
(3) 地域コミュニティの自治力の醸成 .....	15
3. 生業の再生と多様な仕事を創るまちづくり .....	18
(1) 生業の基盤整備と再生 .....	18
(2) 企業誘致の促進と企業雇用の確保 .....	20
(3) 観光資源の再構築と魅力づくり .....	20
(4) 新たな仕事の創出と起業の推進 .....	22
第3章 地区別土地利用計画 .....	27
1. 大曲地区 .....	27
2. 野蒜地区 .....	29
3. 矢本東地区 .....	31
4. 矢本西地区 .....	32
5. 宮戸地区 .....	33

6. 小野地区.....	35
7. 赤井地区.....	37
8. 大塩地区.....	38
第4章 リーディングプロジェクト(調整・提案募集中).....	39
1. 重点プロジェクト.....	39
2. 一新プロジェクト.....	40

## 序章 東松島市復興まちづくり計画について

わたしたちは、おだやかな暮らしや美しい奥松島の自然を取り戻し、次世代にふるさと東松島をつなげていきます。ここに市民の心と力を合わせて、復興まちづくりに取り組むための計画を策定します。

### 1. 計画の趣旨

「東松島市復興まちづくり計画」は、今後の東松島市の復興に向けた取り組みを効果的、効率的に実現するため策定したもので、復興のまちづくりを進めていくうえで、最も基本となる計画です。

また本計画は、平成23年度において、東松島市総合計画後期基本計画が未策定であることから、当面は総合計画後期基本計画を兼ねる役割を持つ計画として策定します。したがって、部門ごとに策定する個別計画などの上位計画として位置付けられます。

### 2. 計画の期間

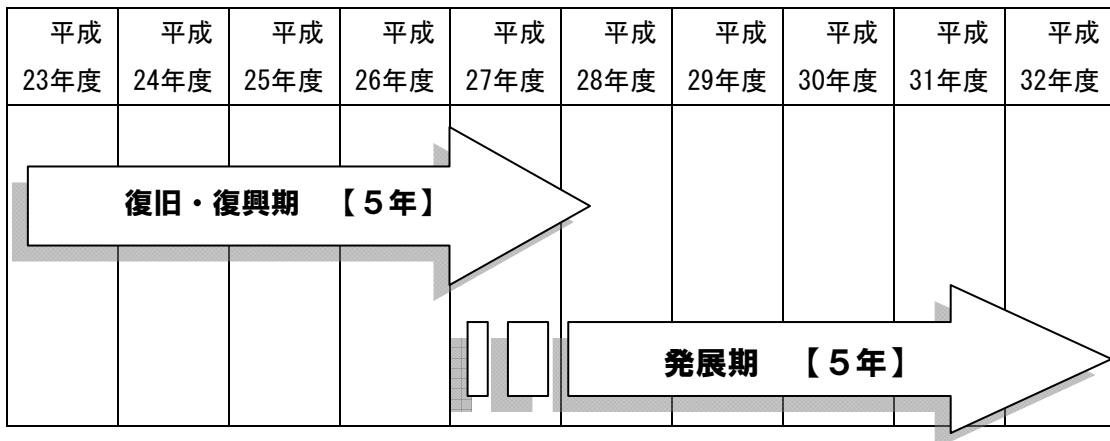
この計画では、平成23年度から平32年度までの10年間を全体計画期間とします。

東日本大震災からの復旧・復興はスピードを重視して短期間に行う必要があります。一日も早い復旧・復興を実現するために、前期5年間を「復旧・復興期」とし、全力を挙げて、震災前あるいはそれ以上のレベルにまで引き上げていきます。

また、後期5年間を「発展期」とし、東松島市の魅力をさらに高め、市民と東松島市を訪れる人々が復興を実感し、快適で心豊かな生活を送ることができるまちづくりを進めます。

なお、計画期間については、今後の国、県、関係機関等の取り組み状況を見ながら、できるかぎり早く実現していくように調整していきます。

図 計画策定期間



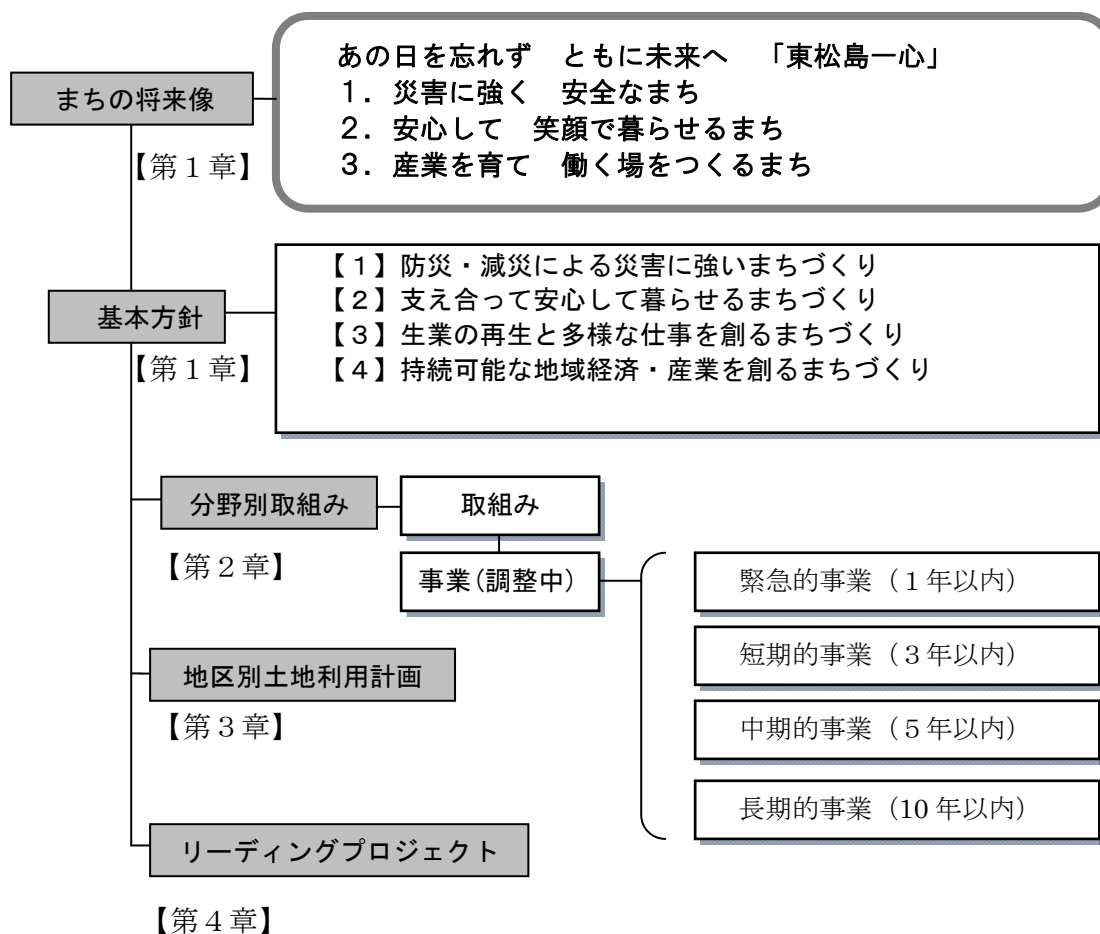
### 3. 計画の構成

この計画では、東松島市が目指すまちの姿を表す「まちの将来像」に基づき、その実現に向けた4つの「基本方針」を掲げています。この基本方針に沿って、分野別に具体的な「取組み」と実施する「事業」を挙げています。また、被害状況に応じた「地区別土地利用計画」を示し、復興まちづくりの整備方向を明らかにしています。

事業については、市民の皆さんの暮らしを支え守るために緊急的、優先的に実施する事業を「緊急的事业」（所要期間はおおむね1年以内）、短期的に実施する事業を「短期的事业」（期間は3年以内）に分けています。さらに、将来的な東松島市のまちづくりに向けて時間をかけて推進する事業を、「中期的事业」（期間は5年以内）、「長期的事业」（期間は10年以内）として示しています。

また、東松島市の復興まちづくりを先導する事業を「重点プロジェクト」として挙げています。これは、東松島市の将来の礎（いしずえ）をつくるために、市民、企業、行政等が共に力を合わせて取組む、協働のプロジェクトとして位置付けています。

図 計画の構成と内容



## 4. 計画策定の方法

この計画策定にあたっては、各分野の学識経験者による「有識者委員会」を組織し、専門的な見地から、まちづくりの方向、手法についてのご意見、助言をいただきました。

また、この計画策定プロセスでは、市民参加の場や機会を設け、市民の皆さんの意向、意見をていねいに伺い、その内容をできるだけ計画に反映するよう努めました。例えば、8地区の住民自治協議会を単位として「地区懇談会」を開催し、グループ討議等を行いながら、より多くの方の生の声を拾うようにしました。被害が甚大であった沿岸部の地区では、複数回の地区懇談会を開催しています。

さらに、総合計画策定委員、自治協議会、NPO、漁協、農協、商工会、社会福祉協議会、被災地区等の代表者を中心に構成した「まちづくり懇談会」を開催しました。様々な立場の方が一堂に会して復興まちづくりへの思い、意見、アイデアについて話し合う場をつくることにより、これからの地域ぐるみのまちづくりにつなげていきます。

## 5. 計画の推進体制

### (1) 計画の推進体制

東松島市がこれまで培ってきた「協働のまちづくり」の真価は、復興まちづくりにおいてこそ発揮されます。市民、NPO、企業、行政等が、資源（ヒト・モノ・カネ・情報）を持ち寄って、計画推進に向けて力を合わせていきます。その際、協働の前提として、行政はきめ細かな情報提供と発信を行い、情報共有に努めます。

また、策定プロセスでも留意したように、計画推進においても市民参加の場を多く設け、継続的に復興まちづくりに関わっていく仕組みをつくります。具体的には、「復興まちづくり市民委員会」（仮称）を立ち上げ、計画の推進、見直しについて協議していきます。さらに、この計画に基づき、8地区単位で「復興地域計画」を策定する場合には、計画策定と事業実施への支援を行っていきます。

また、行政内部においても、土地利用・産業・雇用・地域コミュニティ等の問題に一体的に対応できる体制づくりが求められます。関係部署による横断的な連絡会議等を立ち上げて、全庁的に推進していきます。

### 計画の推進体制

- 市民、NPO、企業、行政等が力を合わせて、協働による復興まちづくりを進めます
- 市民参加の場を設け、多くの市民、組織団体の思いや力を集める体制をつくります
- 地区で話し合い「復興地域計画」を策定し、事業を展開していきます
- 庁内組織の横断化を推進し、地域課題や市民ニーズへの柔軟な対応を進めます



## （２）計画の見直しと評価

この計画は、復興の進捗状況や社会的経済的情勢を踏まえながら、随時、見直しをしていくことにします。特に、今後、人口減少や高齢化が加速するケースも考えられ、推移、動向を的確に捉えて判断することが必要となります。

計画の評価手法としては、PDCA（計画（Plan）→実行（Do）→評価（Check）→改善（Act））サイクルを用いて、客観的に行います。

市民主体の「復興まちづくり市民委員会」（仮称）も計画の見直しに参画し、市民ニーズや満足度を捉えて、適切に評価していきます。

## 第1章 復興まちづくりの基本方針

### 1. 復興まちづくりの将来像

災害を乗り越え、東松島市が目指す将来のまちの姿を3つ掲げます。この実現に向けて、復興まちづくりを進めていきます。

多くの尊い命と暮らし、財産、生業や仕事を奪われた悲劇を二度と繰り返さないために、安全に住み続けることのできる「**災害に強く安全なまち**」を目指します。

住む家を失い、不自由な生活を送っている方々が、一日も早く、安心して心豊かに暮らせる居住環境や生活環境を整えていかなければなりません。

そして、被災直後の極限状態の中で、人同士が助け合う「絆」の大切さを痛感しました。その絆を深めながら、互いに暮らしを支え合う「**安心して笑顔で暮らせるまち**」を目指します。

震災で農業・漁業・商工業などの生業が壊滅的な被害を受け、生活の糧を得るための仕事の間が失われています。産業を復興し、人々が生きがいを持って働くことのできる場を確保しなければなりません。活気にあふれた東松島市にしていくために、「**産業を育て、働く場をつくるまち**」を目指します。

今回の被害があまりにも甚大で広範であるため、復興に至るまでには、非常に困難な道のりが想定されます。しかし、震災で亡くなった方々への追悼の思いを胸に、ともに心を通わせながら歩む道の先には、次の世代につながる新たなふるさと東松島市ができるはずです。東松島市の再構築(一心・一新・一進)に向かい、心一つにまい進してゆく「**東松島一心(いっしん)**」の言葉を掲げながら、復興のまちづくりを進めていきます。

#### 復興まちづくりの将来像

#### あの日を忘れず ともに未来へ 「東松島一心」

##### 1. 災害に強く 安全なまち

かけがえのない「命」を守り、災害に強いまちを目指します。

##### 2. 安心して 笑顔で暮らせるまち

「絆」を大切に、支えあいながら、だれもが安心して心豊かに暮らせるまちを目指します。

##### 3. 産業を育て 働く場をつくるまち

多様な産業を育て、生きがいをもって働くことのできる、「活気」にあふれたまちを目指します。

## 2. 基本方針

---

まちの将来像の実現に向けて、復興まちづくりの基本方針を4つ挙げました。この方針に沿いながら、重点プロジェクトや分野別取組みを推進していきます。

### 【1】防災・減災による災害に強いまちづくり ～防災自立都市の形成～

被災した都市基盤の早期復旧に取り組むとともに、津波の威力を減衰させる施設を整えます。また、避難路、避難場所等を確保し、防災体制・機能をいっそう強化しながら、徹底して「命」を守るための防災・減災型の都市をつくります。

被災時にも地域内でエネルギー、食がまかなえるように地域の自給力を高めるとともに、いざという時に互いに助け合える災害支援ネットワークを幾重にもつくります。これらの取組みを通して、災害に強い「防災自立都市」を実現します。

### 【2】支え合って安心して暮らせるまちづくり

被災者の住宅再建に早急に取り組むとともに、子どもから高齢者まで誰もが安心して暮らしやすい生活環境をつくります。

また、災害時だけでなく、高齢社会において安心して暮らすためには、地域コミュニティ等の人のつながりが大きな支えになります。8地区の自治協議会などの地域コミュニティの自治の力（自分たちで考え、意思決定して、実践していく力）を育みながら、互いに支え合える地域社会をつくっていきます。

### 【3】生業の再生と多様な仕事を創るまちづくり

被災した農業、漁業、商業、製造業、観光業等の生業の基盤整備に早急に取り組み、一日も早い再生を図ります。また、農業、漁業、観光をつないで東松島市の新たな観光の魅力をつくります。さらに、企業誘致を促進して企業雇用を確保するとともに、地域のニーズに応え課題解決を図るソーシャル・ビジネス(社会的起業)等の立ち上げを支援します。

### 【4】持続可能な地域経済・社会を創るまちづくり

今回の震災を契機として、持続可能な地域経済・地域社会を実現します。そのため、震災で現れたエネルギー・環境問題を解決する新たな仕組みや産業を育てます。また、「地産地消」を進めて、生業を再生・維持していくとともに、地域循環型経済を構築します。

さらに、地域経営を持続していくために、民間の力を積極的に導入し、地域経営力の向上を図ります。

## 第2章 分野別取組み

基本方針に沿って、分野別の方向を掲げ、具体的な「取組み」と、実施する「事業」を挙げています。

### 1. 防災・減災による災害に強いまちづくり ～防災自立都市の形成～

#### (1) 防災・減災型都市構造の構築

東日本大震災では、大津波により市街地の約65%という広範囲な面積が浸水し、多くの命が犠牲になり、住宅が流失、全壊するなど壊滅的な被害をもたらしました。津波から命を守るための防御施設の適切な整備が急がれます。津波による人的被害は、宮城県沖連動型地震の想定を越える地域や避難場所等に津波が侵入したことに加えて、避難中の交通渋滞などによって発生しており、安全な避難場所や避難路等の確保が必要です。

また、JR仙石線が市内全線で被災し、現時点においても大塚～矢本間の復旧の見通しがたっていないなど、課題は山積しています。これらの課題を解決して、命を守ることができる防災・減災型都市構造の構築に取り組めます。

#### ①多重防災構造の構築

津波シミュレーション結果等を踏まえ、国・県の整備計画や隣接自治体の復興計画と連携しながら、津波の衝撃や速度を弱め破壊力を減衰させて人命を守るための多重防御施設の整備を計画的に進めます。具体的には、国による海岸防波堤の整備、県による運河護岸のかさ上げ、県もしくは市による県道、市道のかさ上げや内陸堤防の構築等を推進します。

また、沿岸部で地盤が沈下していることに加え、鳴瀬川、吉田川、定川など、津波が遡上する可能性の高い河川も多いことから、沿岸堤防等の整備と河川堤防、運河堤防については、本計画と密接に連携した防災計画の見直し等、個別整備計画を整えます。

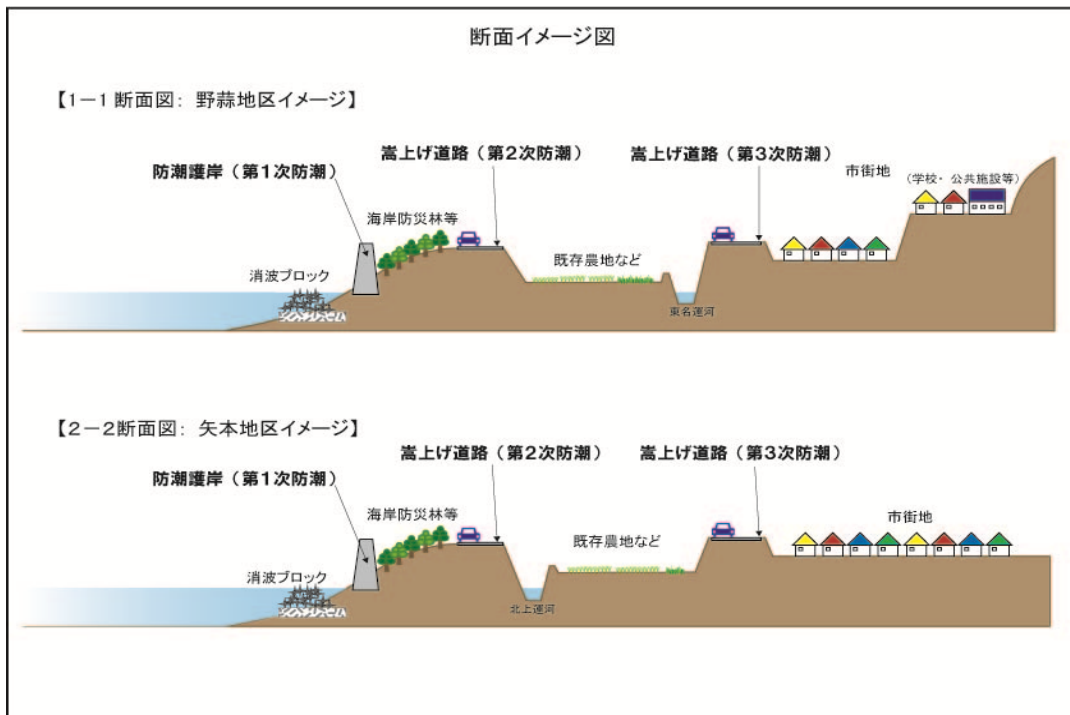
#### 【取組み】

- 多重防御施設の整備(海岸防潮堤、内陸堤防、かさ上げ道路等)
- 地盤沈下した沿岸部の整備
- 河川、運河の堤防等の整備

#### 【事業】

事業名	緊急	短期	中期	長期
河岸堤防等整備事業	H23～24	H24～26	H27	

図一 多重防御のイメージ



## ②避難場所、避難構造物、避難路等の確保

今回の被害状況および避難状況を検証して、安全な一次避難場所、避難所および避難ルートの設定、確保を行います。津波を減衰させる構造物の構築とあわせ、沿岸部から迅速に内陸部に避難できる道路や高台への避難路あるいは避難構造物等を確保します。避難構造物については、現在の被災地にある堅牢な構造物等の利活用もあわせて検討します。特に、公共施設については、耐震補強をするなど十分な安全性を確保します。

また、緊急医療の対応や避難物資の確保、運搬等については、今回の経験を踏まえ、防災計画の見直しを行い、対応策を整えます。

### 【取組み】

- 津波被害状況、避難状況の検証
- 安全な一次避難場所、避難所および避難路の確保
  - ・渋滞回避のための複線ルートの設定や十分な幅員の確保
  - ・徒歩避難者の安全な歩道ルートの整備
  - ・夜間避難、停電時の避難方法の検討
- 公的施設(市役所・支庁舎、消防署、学校等)の安全性の確保
- 緊急輸送路の確保

### ③安全で住みやすい住宅地・市街地の整備

「災害に強く安全なまち」を実現するためには、防災施設だけに頼った対策では、高齢者や幼児等の災害弱者を守ることはできません。地域の被災状況に応じ、第4章「**地区別土地利用計画**」に沿って、集団移転の推進や現市街地の再生などを推進します。

特に、東日本大震災において家屋流出や住宅1階の天井まで浸水した地域については、人的被害が著しく、より安全な高台もしくは西側内陸部への集団移転を進め、将来にわたって安全に住むことのできる住宅地の整備を実現します。

また、床上浸水地区については、建築物の被災状況等も踏まえ、安全な地域への集団移転のほか、居住地の集約化や内陸堤防の構築などの手法により、防災上の安全利用と有効な土地利用の向上を図ります。

通勤・通学の足であるJR仙石線について、石巻市、仙台市等の沿線地域と連携しながら早期復旧を実現します。また、安全な高台で教育施設、福祉施設、商業施設、住宅地の一体整備を行い、徒歩圏で生活機能が充足したコンパクトなまちづくりを進めます。

市民アンケート調査では約6割の方が別の場所への移転を希望しています。今後も住民の意向を十分に把握し、地域コミュニティ単位の集団移転が可能になるような合意形成を図っていきます。

#### 【取組み】

- 被害状況に応じた地区別土地利用の推進
- 交通インフラと連携したコンパクトなまちづくりの推進
  - ・JR 仙石線の早期復旧と適正配置
  - ・JR 線、三陸道等の東西軸沿線の安全で便利な住宅地・市街地整備
- 住民合意による集団移転の促進
  - ・住民の居留意向の把握
  - ・地域コミュニティ単位の合意形成

### (2) 防災自立都市の形成

大規模震災では、ハード的な防災構築物とソフト的な減災機能を組み合わせた防災・減災体制を構築していく必要があります。

また、東日本大震災では、食料等の物資調達もままならず、電気、通信、上下水道も長期間寸断し、ガソリン、灯油等の燃料が欠乏しました。災害に強いライフラインを確保するとともに、食やエネルギーを自給できるシステムをつくり、「防災自立都市」を目指します。さらに、東京都大田区と災害時相互応援協定を結んでいるように、内陸地域等との災害支援ネットワークを広げ、互いに助け合う関係を構築していきます。

## ①防災・減災体制と機能の強化

震災の被害状況や避難状況を十分に検証しながら、防災計画を見直し、安全な防災体制をつくります。特に、災害時にはコミュニティのつながりが重要な役割を果たします。今回の大震災では、自主防災組織の組織体制や日ごろの訓練等について、改善が必要な部分もあり、地域の防災備蓄倉庫の設置場所、管理体制などと合わせて、総合的に防災機能を強化し、地域の防災意識を高めていきます。

さらに、震災の記憶を未来へ継承していくために、体験を記録するとともに、地域、学校、職場での防災学習の場を設けていきます。

### 【取組み】

#### ○防災・減災体制の構築

- ・地域防災計画の検証と見直し
- ・防災無線の機能向上、避難誘導體制の強化
- ・停電、通信不通時の行動指針の策定
- ・自主防災組織機能の検証と強化
- ・避難所配置、収容規模の見直しと運営体制の強化
- ・高齢者等の災害時要援護者への対応
- ・防災備蓄倉庫の見直し

#### ○防災教育、訓練の徹底

- ・津波体験の検証と共有化
- ・自治協議会等コミュニティ単位および連携協力した地域防災訓練
- ・防災教育の徹底
- ・安否確認方法の啓発

#### ○災害時の行政機能の強化

- ・危機管理計画、BCP(事業継続プラン)の作成、管理体制の再構築

## ②エネルギー、食糧等の自給力向上

家庭・地区内での食糧備蓄を進めるほか、太陽光、風力、バイオマス(※「バイオマス」木材などの有機物を利用して有用な物質やエネルギーを得ること)などの再生可能エネルギーを活用した分散型電源を確保して、特に公共施設の停電のリスクを回避します。将来的には、災害時の調達だけでなく、食糧、エネルギーを地域内供給できる仕組みをつくります。

### 【取組み】

- 家庭、地域の備蓄体制の構築
  - ・防災備蓄倉庫、備蓄品等の検証と見直し
  - ・備蓄品配布ルートとルールの設定
  - ・家庭備蓄の推進
  - ・近隣、地区内での備蓄分担
- 自立的なエネルギー、食糧の地域内供給の仕組み構築
  - ・公共施設の再生可能エネルギーの活用
  - ・集落・地域レベルのエネルギー自給
  - ・食の自給力(地域内供給)の確保
- 災害に強いライフラインの整備
  - ・電気、上下水道、通信

市内の沿岸部と内陸部、市外の内陸都市と連携し、災害時に医療、救護、消防、物資等を支援し合う体制を構築します。また、大学、NPO、企業（医療・食品・輸送・通信）等の知見、技術、ノウハウを災害時にも活用できるような災害支援ネットワークを形成します。

### 【取組み】

- 沿岸部と内陸部の災害支援連携
- 大学、NPO、企業、海外との災害支援ネットワークの形成



## 2. 支え合って安心して暮らせるまちづくり

### (1) 暮らしやすい居住環境の整備

住まいを失い、応急仮設住宅や賃貸住宅等に居住している被災者、さらには、自宅を修理して住んでいる被災者についても、不安で不便な暮らしを強いられています。その苦勞とストレスを軽減するために、サポート拠点を設け生活再建支援に注力するとともに、交通や買い物等の生活の利便性を高めて仮設住宅環境の向上に努めます。

また、住宅再建支援によって恒久的住宅への移行をスムーズに推進する一方で、資力や諸条件から再建が困難な方につきましては、ニーズに合った住みやすい災害公営住宅を整備、供給していきます。

#### ①仮設住宅環境の向上

仮設住宅入居者を対象にしたワンストップ的なサービスの生活相談窓口を設け、生活全般の相談を受け付けるほか、生活再建支援、住宅再建支援等の支援制度情報を提供していきます。また、市や社会福祉協議会が連携して被災者の生活支援にあたる「被災者サポートセンター」を設置し、福祉、健康、生活にわたる総合的なサポートを行う体制をつくります。アンケート調査等で随時入居者の意向を把握しながら、居住環境を向上させていきます。

#### 【取組み】

- 生活再建支援
  - ・生活相談窓口の設定
  - ・被災者サポートセンターの設置による生活支援
  - ・生活再建支援制度等の活用
- 仮設住宅環境の改善
  - ・居住環境調査の実施、改善
- 住宅再建支援

#### ②恒久住宅の整備

災害公営住宅の整備にあたっては、集団移転も含めた住民意向を十分に把握した上で、適切な供給計画を立てます。その際、自己資金や家族構成等で選択できる多様な住宅タイプを想定します。

災害公営住宅の形態の一つとして、入居希望者の生活形態やニーズに合ったコーポラティブハウス（※複数世帯が共同で建てて住む集合住宅）型の低層集合住宅にしたり、高齢者のために介護施設を併設するなど、住みやすさに配慮して整備します。庭や農園、交流スペースをつくるなど潤いのある居住空間を工夫します。また、住まいと併せて暮らしの自立を支援する制度の充実を図ります。

#### 【取組み】

- 災害公営住宅の整備
  - ・住民意向の把握と供給計画策定
  - ・住みやすく、選択可能な災害公営住宅の整備
- 自立再建支援
  - ・自立再建支援制度
  - ・持家再建の支援
- 木造住宅の耐震化
  - ・耐震補強支援制度

### ③商業施設の整備と医療、福祉の公共交通等との連携

仮設住宅（あるいは災害公営住宅）は、不便な場所に立地しているケースもあるため、仮設店舗を整備していきます。あわせて、高齢者の健康や暮らしを支えるデマンド交通（らくらく号）の運行や、震災対応巡回バスを運行するシステムを拡充し、買い物、通院などの生活の利便性を確保します。

#### 【取組み】

- 仮設住宅、災害公営住宅等の利便性の確保
  - ・仮設店舗の整備
- デマンド交通、巡回バスの運行

## （２）安心して心豊かに暮らせる生活環境の向上

震災によって、市民の生活環境は大きく変化しました。特に教育施設、文化施設が被害を受けており、様々な公共サービスを提供できない状況になりました。早急にそれらの施設・機能の回復を図り、安心して利用できる環境を取り戻していきます。

また、多くの人が震災や環境の激変による心のストレスを抱えています。子どもたちの心のケアや高齢者等の孤独死の防止など、寄り添いながら心を癒していくことのできるケアシステムをつくります。

震災を経て、多くの人がこのまちへの思いに気付かされました。まちの記憶や宝を再生、記録し、次世代へとつないでいく必要があります。そして何より、災害を乗り越えて復興へと歩む人々の姿は、子どもたちへと伝わり、まちの誇りとして継承されていくはずです。

### ① 保健・医療・福祉サービスの充実

地域医療については広域的医療連携を図り、医療、保健、福祉のサービスの充実を目指します。また、高齢者等の心身の健康を保つ医療サービスを充実させます。加えて、

在宅福祉サービス等によって生活支援を充実させながら、心のケアや見守りを行っていきます。

災害医療体制を整え、高齢社会にも対応していくために、市内の医療・保健・福祉関連機関を集約化し、広域的医療連携を進めていきます。

#### 【取組み】

- 保育所施設、高齢者福祉施設の安全地域への移転整備
- 医療・保健、福祉の連携による地域医療、福祉の総合的サービスの提供
- 被災高齢者、障害者、災害時要援護者等の生活支援、見守り
  - ・在宅福祉サービスの充実
  - ・被災者の健康相談、心のケア
  - ・孤立、孤独死の予防
- 広域的医療連携による災害医療体制の充実
- 福祉団体、NPO の活動推進と連携

#### ②教育環境の充実と文化の継承

学校施設については、野蒜小学校、浜市小学校、鳴瀬第二中学校が壊滅的な被害を受けており、今後の少子化等も見据え、統合や再編も視野に入れて検討していきます。

また、震災遺児への生活・養育支援を継続的に実施していく体制をつくります。児童、生徒の心のケアを行うために、スクールカウンセラー等の専門家を派遣するとともに、学校、家庭、地域とが連携して子どもたちを見守っていく環境を整えます。

被災した文化施設、体育施設を整備するとともに、震災によって失った地域資源（文化、自然・景観等）の記憶を丹念に再生、記録し、次世代に伝えていきます。また、まちの記憶の拠り所となるシンボル、名所等を復元して、地域の思いをつなげていきます。

## 【取組み】

- 学校施設の整備、再編
  - ・被災学校施設の移転と学校再編
- 震災遺児支援
- 児童、生徒の心のケア、サポート
  - ・学校、地域によるサポート体制
  - ・スクールカウンセラー等の専門家ケア
- 文化施設、体育施設の整備
- 伝統文化の再生と継承
  - ・文化財の被災状況調査と修繕復旧
  - ・伝統文化等地域資源の再生、記録
  - ・まちへの思いや誇り、地域の絆の継承

### (3) 地域コミュニティの自治力の醸成

発災時の避難や避難所生活において、最も心強かったのは、家族と地域コミュニティのつながりだったと、多くの方が語っています。避難の誘導、避難所の運営、物資の配布等々、地域コミュニティの人たちが、声を掛け合い、助け合って苦難を乗り越えてきました。この力を活かして、日頃から地域コミュニティとしてのつながりを作り、互いに支え合う関係づくりをしていくことが大切です。

住民自治の基盤は地域コミュニティであり、その主体は地域住民です。行政に依存することなく、自分達で話し合い意思決定し実践していく力が自治力であり、行政と共に対等の立場で課題解決に向けて力を出し合うことが協働といえます。東松島市の協働のまちづくりは、地域コミュニティの真の自治力を培うことから始める必要があります。

#### ①仮設住宅のコミュニティ形成

震災前の従前の地区コミュニティから仮設住宅のコミュニティ、さらに集団移転先等のコミュニティと、コミュニティの形が変遷することになります。従前のコミュニティ住民は現在分散居住しており、集団移転を含めた協議と合意形成を行うのは困難な状況です。分散居住の段階でも、集団移転等による新しいコミュニティ形成に向けて、コミュニティのつながりを維持し、住民の話し合いによる合意形成をしていく必要があります。このような変遷の段階に合わせたコミュニティ形成や活動を支援していく体制が必要です。

特に、仮設コミュニティでは仮設住宅の入居が抽選であったため、見ず知らずの関係から新しいコミュニティを形成しなければなりません。また、仮設住宅の立地場所には既存の地区コミュニティがあり、そのコミュニティとの関係づくりも重要な問題です。

仮設住宅において集まりの場をつくり、話し合いを重ねながら、仮設生活のルールづくりや、仮設運営に向けて自治会等の組織形成に繋げていくことが必要です。また、仮設住宅住民と既存の地域コミュニティと共同作業、行事・イベント等を行って、連携・交流を深めていくことも大切になります。

#### 【取組み】

- 仮設住宅コミュニティの形成
  - ・仮設運営に向けた話し合い
  - ・自治会等の組織形成
- 仮設住宅住民と地域コミュニティとの交流、連携
  - ・共同作業、行事・イベント等による交流の場づくり
  - ・仮設住宅のサポート

### ②自治組織の再建と復興地域計画(仮称)の策定

東松島市には、市内全8地区に自治協議会組織が編成されており、東日本大震災においても、重要な役割を果たしました。多くの自治組織において役員や職員が、避難、救助、被災者支援、避難所運営等に大きな成果をあげています。しかし、津波が直撃した沿岸部については、活動拠点である市民センター、地区センターも被災し、活動の中止を余儀なくされました。

今後、集団移転や地域のまちづくりについて、コミュニティで集まり話し合っていく必要があります。また、そのような場を望む声が多くなってきました。コミュニティ活動を再開するため、仮設の市民センター等を確保するとともに、地区の話し合いを推進していきます。

復旧・復興の進行と同時に、被災後の環境変化や新たな地域課題に対応した「地域計画」の見直しを行う必要があります。集団移転や道路、学校等の公共施設、避難・防災施設やその機能のあり方も含めて地区単位で話し合い「復興地域計画(仮称)」として策定できるようサポートします。また、地域計画の策定支援とともに、計画に挙げた地区の重点事業についてはモデル的に実施できるような仕組みをつくります。

一方で、発災以前に組織率100%を達成していた自主防災組織については、今回の災害においても、避難誘導等において中心的な役割を果たしてきましたが、震災により、特に被災地域において環境が激変し、余震等のリスクが高い状況にあることや応急修理が進み自宅に戻る方が増えつつあることも踏まえ、防災計画の見直しと合わせた自主防災組織の再建を進めます。

#### 【取組み】

- 市民センター、地区センター等の拠点施設の再建・再編
- 自主防災組織の再建(再掲)
- コミュニティ活動の再開
- 「地域計画」の見直し、「復興地域計画(仮称)」の策定と事業展開

### ③コミュニティ活動支援体制の確立

仮設住宅でのコミュニティ、集団移転先でのコミュニティ、既存のコミュニティに対応して、新しいコミュニティ形成やコミュニティ活動の再開支援、地区計画策定支援を担う、専従的人材として「復興まちづくり推進員」等を配置しました。人員の経験、能力を高めながら、継続的な支援体制を構築していきます。

また、現在、仮設住宅も含めた被災地域において、各部署及び社会福祉協議会、NPO・ボランティア団体等がそれぞれに支援員を配置し、生活支援やコミュニティ支援を行っています。これらの人や組織を集めて、意見交換して情報共有をする仕組みとして「東松島市地域支援員連絡会」を立ち上げています。このネットワークを活かして、市・社会福祉協議会で設置する「被災者サポートセンター」と連動しながら、一体的に生活支援、コミュニティ支援ができる体制づくりを行っています。

また、これまで多くの外部支援団体が東松島市内で活動をしてきました。これらの団体の活動を適正にコーディネートするとともに、地域の人・組織との交流を進めてノウハウを地域に蓄積していく仕組みをつくっていきます。

#### 【取組み】

- コミュニティ活動支援体制の確立
  - ・復興まちづくり推進員の配置
  - ・コミュニティ支援拠点の設置
- コミュニティ・NPOの連携とまちづくりの人材育成
  - ・外部支援団体のノウハウの蓄積、活用

### ④市民と行政の協働によるコミュニティづくり

地域コミュニティの被害の大小にかかわらず、取り巻く環境は激変しており、自治の力を育んでいくためにも、市民と行政の協働によるコミュニティづくりを行います。行政内部では、庁内横断的な支援体制づくりを行うとともに、市民との対話と情報の共有に力を尽くします。

#### 【取組み】

- 全庁推進体制の強化
  - ・復興まちづくりの情報共有と一体的体制の構築
- 市民との対話と情報共有

### 3. 生業の再生と多様な仕事を創るまちづくり

#### (1) 生業の基盤整備と再生

震災により、生業である農業、漁業、商業、製造業、観光業等は、その生産基盤に甚大な被害を受けました。農業では農地が浸水して塩害を受け、漁業では、船や漁具、養殖施設、加工施設が流されており、いずれも再開は厳しい状況にあります。

市民アンケート調査によれば、農家世帯の4割近くが「農業は続けない」と回答しています。漁業では7割が「漁業を続ける」と回答していますが、生産基盤が回復し、生産条件が整わない限り、この意欲も低下していく可能性もあります。

多くの生産者は、見通しがたたないままに、継続していくかどうか、迷っている状況にあるといえますが、その一方、仲間と組んで協業しながら生業を続けていこうと取り組むグループも現れています。今回の未曾有の災害により、「地域」という経済域内の密接な「つながり」や「絆」の重要性が再認識されています。生業に対する多くの人々の思いと、地域産業を守るためにも、一日も早い再生に向けた努力をしていきます。さらに、再開までの当面の所得確保のための仕事づくりと生業継続に向けた学びや技術習得のための機会を創出します。

今後、東松島市の生業をどのような方向で再生、継続していくかを、意向を踏まえて検討し、希望ある産業ビジョンをつくっていきます。

#### ①農・林・漁業の再生と復興

農地の生産基盤の復興に向けて、農業用施設や排水施設を早期復旧するとともに、除塩と有害物質の除去を行います。漁業では、安全性に配慮しながら、拠点漁港、漁場から優先的に復旧します。また、陸地および海底の瓦礫撤去を進めます。

本格的生産、操業に向けて、農業生産組織、漁業の協業組織の共同化を推進します。そのため、共同利用施設を整備するとともに、各種融資制度の活用を促進します。

また、農地の集約化とほ場の大区画化を図るとともに、施設園芸等の導入により複合経営化を推進します。漁業においても、漁場の拠点化を図り、養殖施設と加工施設を整備し、生産・加工・販売までを手がける漁業経営を目指します。

さらに、被災した市内の森林機能の復旧と産業的にも確立できる林業資源の活用についても多方面から活用を進めます。

#### 【取組み】

- 農地、漁場等の生産基盤の早期復旧
  - ・耕作地の汚染物質の除去及び施設等の復旧
  - ・海底のがれき撤去と漁具等の修復
- 本格的生産、操業に向けた共同化
- 農業の集約化、複合経営化
- 漁業の拠点化
- 森林機能の復旧と林業の再生

## ②製造業の再生と機能連携

被災企業の早期操業を支援するため、仮設事業所、仮設工場の設置を推進します。

また、被害で生産ができない工場と、他地域の工場をつなぎ製造委託を行うなどの企業連携を進めていきます。

加えて、経営の安定のために各種融資育成融資制度や各種支援制度の充実を図ります。

### 【取組み】

- 仮設事業所、工場の設置
- 企業連携の推進(マッチングシステムの確立)
- 各種融資制度の充実

## ③商店街の再生と商業機能の回復

被害を受けた商店については応急仮設店舗を設置し、商業機能の回復を図ります。また、コンパクトなまちづくりに対応して集団移転先での開業も促進し、商店街を形成して住民の利便性も確保します。経営相談を実施するとともに、各種融資制度の活用を図ります。

### 【取組み】

- 応急仮設店舗の設置
- 各種融資制度の活用

## ④担い手の仕事の確保

生業を継続していく意欲を持つ人を対象に、生業再開までの当面の収入を得るための仕事や就業機会の増加を図ります。また、生産、加工、販売の一体的経営に向けて、加工技術や販売を学ぶための研修の場（拠点）をつくります。特に、商品開発や流通、マーケティングなど、生業の新しい展開に向けた研修内容を充実させます。

### 【取組み】

- 再開までの(当面の)仕事や就業機会の増加
- 研修機会の創出



## (2) 企業誘致の促進と企業雇用の確保

市内企業および石巻市等の市外企業も被災したため、失業者が増加しています。雇用保険の給付期限を越えると、収入がなくなる人も急増することから、緊急に雇用確保に取り組めます。これまでの企業誘致の実績を活かし、工業団地等への企業誘致を促進します。

### ①企業誘致の促進と雇用の確保

これまでの企業誘致方針を見直し、震災後の企業誘致方針を打ち出します。例えば、食品関連企業、エネルギー関連企業など、今後の東松島市の産業基盤の核となる業種に積極的に働きかけて誘致を促進し、企業雇用の確保を図ります。また、それら企業を核に周辺の企業や大学・研究機関等との事業連携を実現します。

地元企業および誘致企業への、助成・支援メニューをデータベース化し、一元的な情報提供を行います。市外所在の企業でも、東松島市民を雇用する企業に対しては、復旧金融支援を行うなど、企業雇用の拡大を図ります。

#### 【取組み】

- 企業誘致方針の見直しと誘致の促進
- 食品・エネルギー関連企業の産業クラスター形成
- 助成・支援メニューのデータベース化
- 市内外の雇用企業への復旧金融支援制度の導入

## (3) 観光資源の再構築と魅力づくり

震災により奥松島の美しい観光資源にも大きな被害が生じました。自然景観の回復、旅館・民宿、観光施設等の復興までの間にも、東松島市を訪れていただく仕組みをつくる必要があります。これまでに実施されてきた産業体験型の観光に加え、新たな観光スタイルとして、震災の経験から自然と人間との共生、防災・減災、復興まちづくりのプロセス、生業や文化を学び考える教育旅行、研修旅行を主体とした「体験学習型観光」を提案することも考えられます。

東松島市には、国内外から多くの支援の手が差し伸べられ、またそれらの人・組織とのつながりも生まれています。東松島市の復興への歩みを共有し、また感謝の気持ちを届けるためにも、再び訪れていただく機会をつくりながら、互いに支え合うネットワークを築いていきます。

また、農業、漁業、観光の生業を融合して、新しい魅力をつくるとともに、経済効果のすそ野を広くし、みんなで潤う仕組みをつくります。これは、地域経済循環の一つの形となります。

## ①観光資源の再生と体験学習型観光等の展開

観光地の安全性や特産品の生産状況、観光資源、観光事業者の被害状況を把握し、復旧を支援するとともに、現有の受入れ規模、体制について見極めます。将来的な観光ビジョンについては「特別名勝松島地域のグランドデザイン」の見直しを含めて検討します。

また、当面の対応として、復興をテーマとした「体験学習型観光」の可能性を探ります。例えば「学び体験すること、人とふれあうこと、支え合うこと」を体験要素とした観光プログラム※をつくり、観光料金の一部を復興資金に充てるように設定します。ボランティア等で来た方や、内陸部の学校、大学、企業に向けて、効果的に情報発信していきます。

※デンマークのサムソ島では1ツアー当たり約8万円(観光ガイド込)を徴収する視察対応制度が大きな収入源ともなっている。

### 【取組み】

- 観光拠点、観光資源等の被害状況の把握
- 新たな観光の魅力の創造
  - ・特別名勝松島地域のグランドデザインの見直し
  - ・「復興」をテーマとした体験学習型観光の展開
  - ・効果的な情報発信

## ②農・漁・観光の融合展開

農・漁・観光の生業を結び、生業体験、地元の食でのもてなしなどで観光の魅力を高めていきます。農産物、生産物の直売所や市を開設したり、農家・漁家レストランを開業したりすることによって、それを目的とした訪問客が増えるなど相乗効果も期待されます。

また、多方面からマーケティングを実施したうえで、農・漁・観光の素材を組み合わせた地域ブランドの創出を図ります。マーケティングを重視し、ターゲットを明確にしながら、食文化、生活文化をていねいに掘り起こし、海と里の食や伝統的産品、生業の技も含めて、東松島の暮らしの豊かさ、魅力を表象するモノを見出し地域ブランド化していきます。これらを「復興ブランド」として、料金の一部を生業の復興資金にあてるなど、東松島市と生業の復興を応援する支え手との「絆」ネットワークをつくり、消費者と生産者の関係を越えた互いに支え合うつながりをつくっていきます。

具体的には、第三セクター(株)奥松島公社に新規事業本部を設置し、開発、販売、マネジメントする新しい仕組みを構築するなど、「なりわい」と「にぎわい」を強力に後押し、あわせて雇用の強化を図ります。

#### 【取組み】

- 農・漁・観光の融合展開
  - ・生業の体験、地元の食でのもてなし
  - ・直売所、市、農・漁家レストランの展開
- 地域ブランドづくり
  - ・食文化、生活文化の掘り起こしと活用
- 支え手/応援団との「絆」ネットワークの形成
- 事業開発の専門組織の機能強化(奥松島公社の新規事業体制構築含む)

#### (4) 新たな仕事の創出と起業の推進

生業のほかにも、就労先であった石巻等の会社が被災し失業した人も多く、特に若い人たちが仕事を求めて、東松島を離れている状況にあります。これ以上の人口流出を食い止め、また市外に出て行った人を呼び戻すためにも、新しい仕事を創出していくことが必要です。瓦礫処理等の復興事業は期間限定であり、安心して、継続的に働ける場が必要となっています。

これまでの企業の被雇用者としての働き方だけではなく、地域ニーズや地域課題解決に向けた公共的な使命で働くことを仕事とするソーシャル・ビジネス（社会的起業）などを推進していきます。その一つとして、復興まちづくりに関わる地域の公共的サービスを、市民の手で担い「市民（地域）の仕事」にしていきます。

##### ①復興まちづくりに係る「市民の仕事」の創出

復旧の段階から復興まちづくりに移行するにつれ、公共的なソフト事業が増えていきます。例えば、仮設住宅の生活支援、コミュニティ活動支援等、これら行政サービスで行き届かない分野を「市民の仕事」としてつくっていきます。また、災害復興住宅事業では、今後、企画から設計、建設までの仕事が生み出されますが、地元の資源や人材を活用していくなど「市民の仕事」として展開していきます。

#### 【取組み】

- 公共的な「地域の仕事」の創出
- 災害復興住宅事業の地元人材活用

##### ②生活支援サービス等のソーシャル・ビジネス化

高齢者の見守りや在宅支援など、生活支援ニーズにこたえる様々な仕事生まれる可能性があります。買い物弱者をサポートする買い物代行サービス、移動販売、宅配サービス等々、生活を扶助する活動をソーシャル・ビジネス(※社会的課題への取り組みを

地域の発展、雇用創出につながるように継続して行う事業活動)として展開できます。生活支援ニーズの把握を進め、このような仕事の創出をサポートしていきます。

さらに、8つの自治協議会や他コミュニティ組織等が、コミュニティ・ビジネス(※地域におけるニーズや課題に対応するため、人材、ノウハウ、施設、資金等を活用してコミュニティを活性化し、雇用の創出やいきがい等につながる仕組み)を展開し、あわせて雇用の創出を図るなど、多方面から新たな仕事づくりを推進していきます。

#### 【取組み】

- 生活支援ニーズの把握
- 生活支援サービスのソーシャル・ビジネス化
- 生活支援にかかるコミュニティ・ビジネスの推進

### ③人材育成等による起業の推進

東松島市に支援活動で入った企業、NPO、ボランティア等のノウハウを引き継ぎ、個々の能力を磨くために、特に地元の若者との共同プロジェクトを立ち上げていくよう働きかけます。また、若者の人材育成と起業化を促進するために、研修機会を創出するとともに、起業資金融資制度の活用を図ります。

#### 【取組み】

- 企業、NPO、ボランティア等との共同プロジェクト
- 若者の人材育成、起業化支援
  - ・研修機会「若者塾」(仮称)の創出
  - ・起業資金融資制度の活用

## 4. 持続可能な地域経済・社会を創るまちづくり

### (1) 持続可能な地域経済・社会の構築

この震災を契機として、環境と人間社会の経済・社会活動のバランスをとりながら、低負荷型で、質の高い暮らしを維持していく「持続可能な地域社会・地域経済」を実現します。

そのため、今回の震災や原発事故で現れたエネルギーや環境問題を解決する方法として、自然環境に負荷をかけない再生可能エネルギー・システムを確立します。これによって、災害に備えたエネルギーの自給化を図るとともに、新たな産業の誘致、創出につなげていきます。

また、グローバル経済に翻弄されない、持続可能な地域経済の形として「地域循環型経済（※できるだけ地域内でカネ、モノ、サービスをまかない合う経済）」を構築します。具体的には、地域の生産物を地域で消費する「地産地消」を進め、地域の生業を地域で支える仕組みをつくります。

また、持続可能な地域社会に向けて、子ども、若者、女性や、高齢者、障害者など災害弱者を含む多様な主体が、社会を構成する一員として生き生きと社会参加できる地域社会を目指します。

#### ①再生可能エネルギー産業の創出とエネルギー・システムの確立

環境保全への対応とともに、成長産業としての期待も大きい再生可能エネルギー産業の誘致に積極的に取り組みます。特に、沿岸部の跡地を利用した産業立地の可能性を検討します。また、災害に備えたエネルギー自給システムとして、公共施設を中心に再生可能エネルギーの導入を進めるほか、普及促進を図るための啓発推進事業を積極的に展開していきます。

#### 【取組み】

- 再生可能エネルギー等の新産業創出
  - ・メガソーラー発電等の誘致
  - ・風力、バイオマス発電等の誘致
  - (※「バイオマス」 木材などの有機物を利用して有用な物質やエネルギーを得ること)
- 公共施設への再生可能エネルギー・システムの導入
  - ・災害時にも対応可能なソーラー発電等システムの整備
- 再生可能エネルギー導入促進地域等の指定
  - ・スマートグリッド、スマートシティ化 (※「スマートグリッド」情報通信技術を活用することによって、電力の需要と供給を常時最適化する、次世代の電力網)
  - ・家庭導入の促進
- 民間事業者の進出推進

## ②地域循環型経済の確立

生業による生産・加工・販売/サービスを、できるだけ地域内でまかない合う仕組みとして「地産地消」を具体化します。例えば、市内農家の農業生産物を、市民が購入して買い支える仕組みをつくり、生業を維持するとともに、市民の食の安全・安心を保障します。また、市内生産物で需要をまかなえない場合は、地域同士で交換しあう「地域間交易」（中央市場を経由しないローカル流通）によって補います。

これらの仕組みの実現可能性を検証するために、農業・漁業・林業の「地域循環型経営モデル」をつくり、試行します。

### 【取組み】

- 地産地消の推進
  - ・地産地消の仕組みづくり
  - ・地域間交易の仕組みづくり
- 農業・漁業・林業の地域循環型経営モデルの試行

## ③多様な主体の地域コミュニティ参加の促進

社会的に孤立することのないよう、多様な社会参加の場をつくります。特に、地域コミュニティにおける社会参加を促進し、コミュニティを通じての包摂的な支援機能を充実させます。

### 【取組み】

- 多様な社会参加の場づくり
- 地域コミュニティの包摂的な支援機能の強化(再掲)
- 地域産業を通じた社会参加の場づくり

## (2) 民間資源の導入

復興まちづくりでは、行政、市民・民間の双方が資源（ヒト・モノ・カネ・情報）を持ち寄り合って、地域総力で取組んでいく必要があります。また、震災の影響や少子高齢化の進行で地域課題が山積していく一方、行財政がひっ迫し、行政の対応だけでは立ち行かなくなる状況も予想されます。公共部門に民間の力を積極的に導入して経営資源（財源、ノウハウ等）を確保するとともに、地域経営力の向上を図ります。

### ①官民連携手法によるまちづくり

公共事業、公共サービスの民営化を推進し、サービスの質を高めるために、PPP（Public Private Partnership、官民連携事業手法）、PFI（Private Finance Initiative、

民間資金による社会資本整備)等の導入の可能性を検討します。導入の際には、地元人材、組織の積極的活用を図ります。

**【取組み】**

- 公共サービスの民営化
  - ・PPP、PFIの導入
  - ・地元人材、組織の積極的活用

**②民間からの復興資金の導入**

東松島市の復興を支えようという人々とのつながりが、長い復興の道を歩む力となります。市民ファンド（市民からの少額投資）、ふるさと納税など、東松島市を応援していただく方との恒常的な絆を築いていきます。

**【取組み】**

- 市民ファンドの活用
- ふるさと納税の推進

## 第3章 地区別土地利用計画

---

被害状況に応じて、地区別に復興まちづくりの整備方向を挙げています。今回の大震災の教訓を踏まえて、適切な土地利用によって「命」を守るための防災・減災都市構造を実現していきます。

### 1. 大曲地区

---

#### (1) 被災の状況等

大曲地区は、南部の大曲浜地域が津波により人的にも建造部にも著しい被害を受けました。また、北部地域においても、定川堤防の決壊により、広範な地域で浸水被害を受けました。大曲浜周辺は極めて平坦な土地が広がっており、緊急時に住民の全てを収容できる避難場所および避難所を設置する適地は見出せません。

#### (2) 地区復興まちづくりの方向性

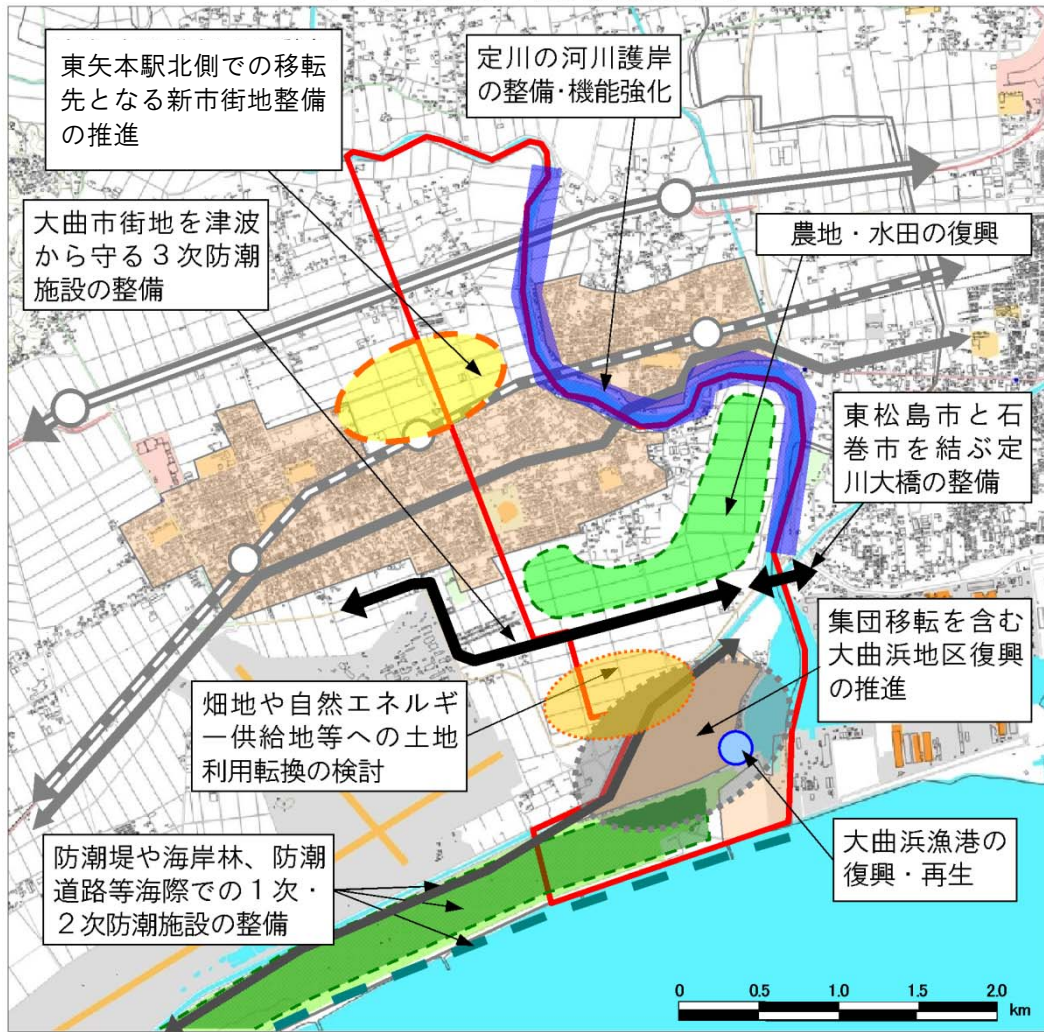
海岸保全施設の大規模な補強が行われることを前提にしても、大曲浜地域での住居系の宅地整備については、将来にわたって、大津波に対しての人的被害を防ぐことが極めて困難です。このため、地域コミュニティ維持の観点から住民の集団的な移転を推進します。

地域内への残留は、漁業関係の事業所等、生業によりやむなく残る事業系施設に限ることを原則とし、かつ、事業系施設についてもできうる限り集約し、地域内での緊急時の避難施設構造物の整備と並行して推進するものとします。移転先としては、安全性の高い西側内陸部を中心に、基本的には矢本第二中学校学区内で集団的な移転が可能な地域を選定し、住民の考え方を十分に踏まえた重点的な開発整備を推進します。

また、北部市街地については、多重防災施設の整備を推進し、市街地を守る機能をアップするほか、決壊した定川堤防の早期復旧と強化を推進します。



### [ 大曲地域の復興方針図 ]



## 2. 野蒜地区

---

### (1) 被災の状況等

#### ○東名運河以南

海岸部に近接した平坦な土地であり、津波により人的にも建造部にも著しい被害を受けました。当該地区内には小さな丘陵地がありますが、運河以南全域をカバーする避難場所として想定するには無理があります。

#### ○東名運河以北

東名運河と北側丘陵地の間に細長く広がる平坦な市街地で、過半の家屋が滅失しており、人的被害も著しい地域です。当該地区の北側には緊急時における避難地となりうる丘陵地があります。

### (2) 地区復興まちづくりの方向性

#### ○東名運河以南

海岸保全施設の大規模な補強が行われることを前提にしても、当該地区での住居系の宅地整備については、将来にわたって、大津波に対しての人的被害を防ぐことは極めて困難です。このため、地域コミュニティ維持の観点から住民の地区外への集団的な移転を推進します。

地区内への残留は、漁業関係の事業所等、生業等によりやむなく地区内に残る事業系施設に限ることを原則とし、かつ、事業系施設についてもできうる限り集約し、地区内での緊急時の高台への避難路もしくは緊急避難施設の整備と並行して推進するものとします。移転先は、安全性の高い東名運河以北の丘陵地を中心に、鳴瀬第二中学校学区内で集団的な移転が可能な地域を選定し重点的な開発整備を推進します。なお、鳴瀬第二中学校については、現地復旧が極めて困難であることから、移転を基本とし、移転校の整備手法については、教育施設の整備計画等と並行して検討を進めます。

#### ○東名運河以北

運河沿いの新町から亀岡地区については、現地での住宅再建が困難で住居移転を希望する住民も多く、集団移転の意向も示されており、住民の考え方を十分に踏まえ、安全性の確保と地域コミュニティ維持に配慮し、東名運河以南と連携した集団的な移転を推進するものとします。

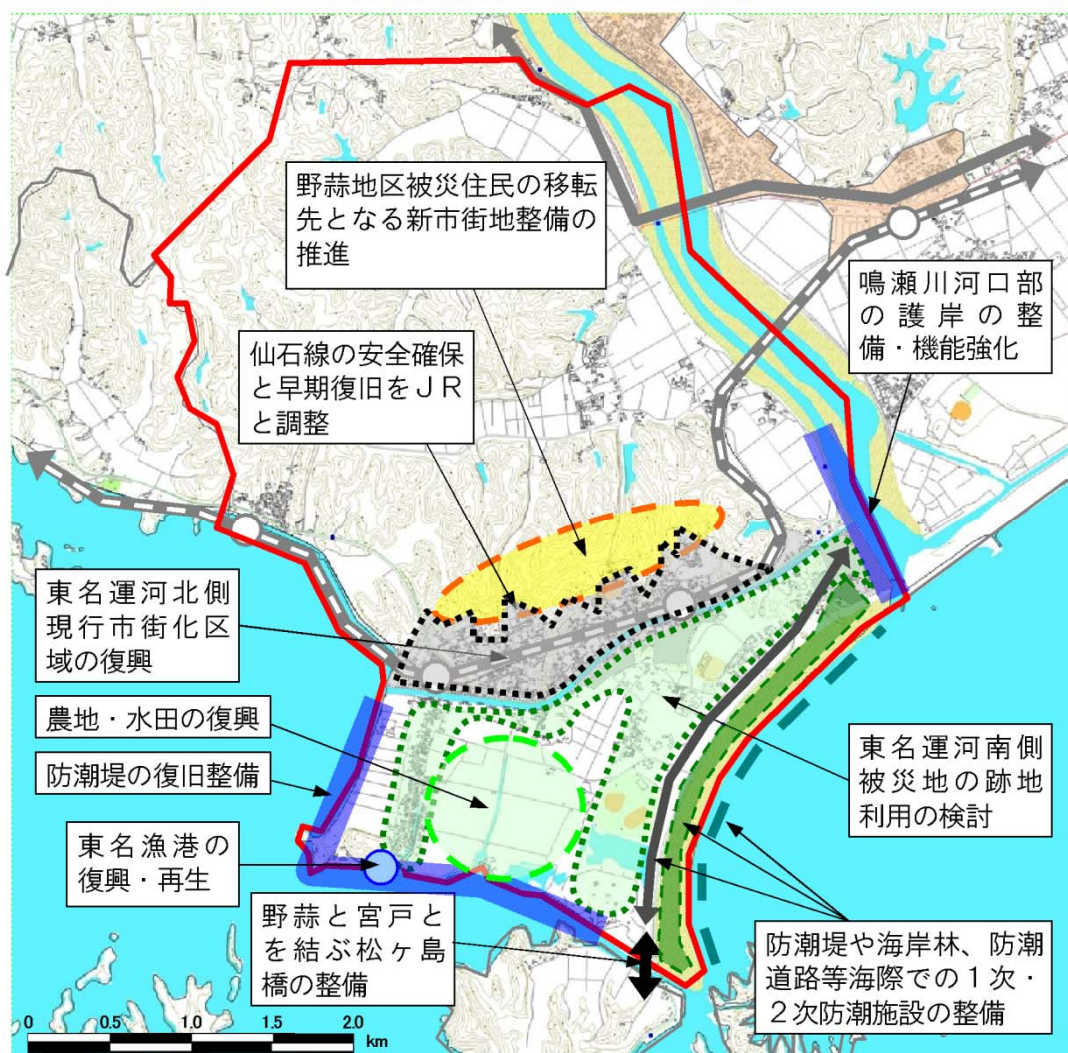
なお、新東名地区及び野蒜駅北側地区、並びに野蒜小学校周辺地区の一部では住居が残存し、住民意向として居住継続を要望している地域があります。住民意向を尊重しながら、住宅地の集約と内陸堤防、排水対策等の整備対策を計画的に推進します。

野蒜地区については、運河やJR仙石線が地区を縦断しており、緊急時の避難が円滑に行えるような避難路の確保整備も必要です。

野蒜小学校は、現地復旧が極めて困難であることから、移転を基本とし、移転校の整備手法については、教育施設等の整備計画と並行して検討を進めます。

さらに、JR仙石線で最も被害が著しい野蒜地区の路線については、安全策を最優先とした早期復旧・復興をJR東日本と国に要請し、近隣市町村との連携のもと、一日でも早い全線開通を推進するとともに、学校、市民センター、福祉施設、住宅地を安全な高台に集団移設し、理想的なまちづくりを進めます。

### [ 野蒜地域の復興方針図 ]





### 3. 矢本東地区

#### (1) 被災の状況等

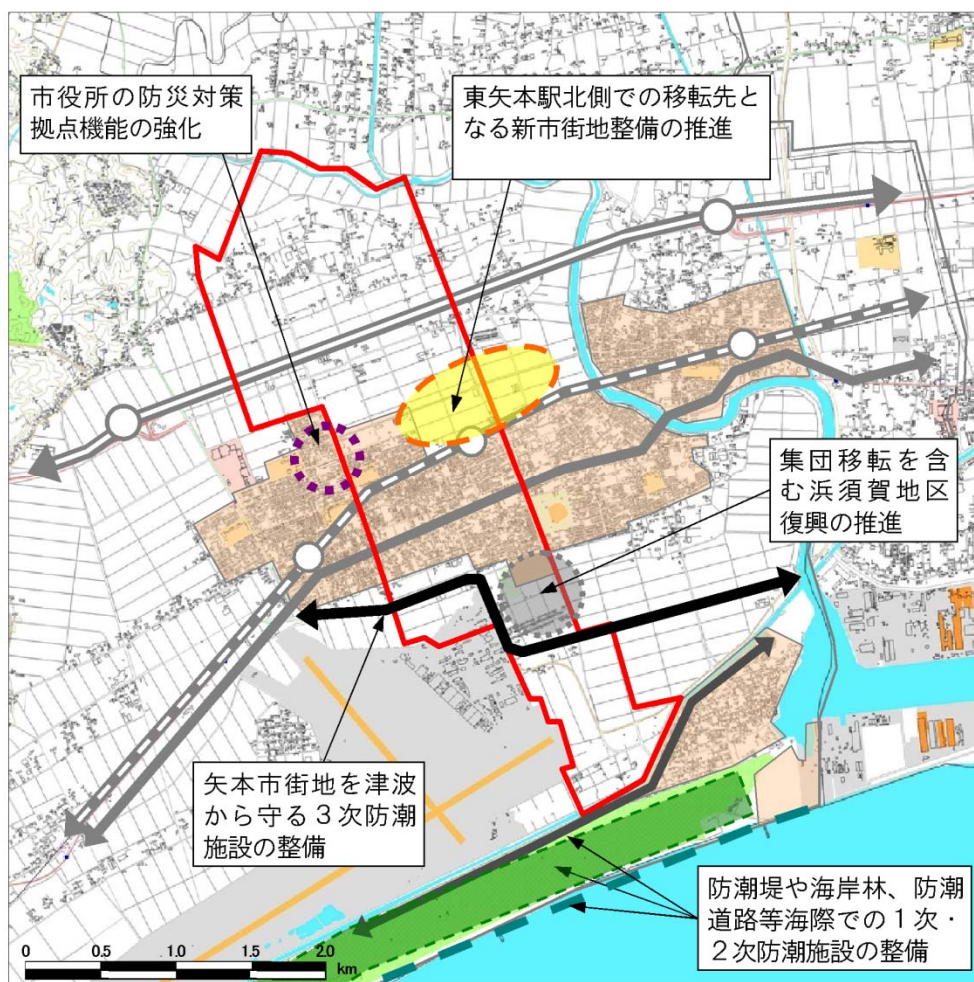
矢本東地区は、特に沿岸に近い南側に位置する浜須賀地域が津波により著しい被害を受けました。また、国道周辺の市街地においても多数の世帯が浸水等の被害を受けています。

#### (2) 地区復興まちづくりの方向性

浜須賀地域では、現地での住宅再建が困難な住民も多く、地区外への移転の意向が示されており、住民の考え方を十分に踏まえた対応をとるものとします。

また、住民意向として現地での復興を要望している方もおり、浜須賀地域を含む市街地については、海岸堤防の整備（一線目）や北上運河付近での内陸型堤防（二線目）の整備に加え、かさ上げ道路・内陸堤防等（三線目）を整え、多重防災構造の整備を推進します。

#### [ 矢本東地域の復興方針図 ]



## 4. 矢本西地区

### (1) 被災の状況等

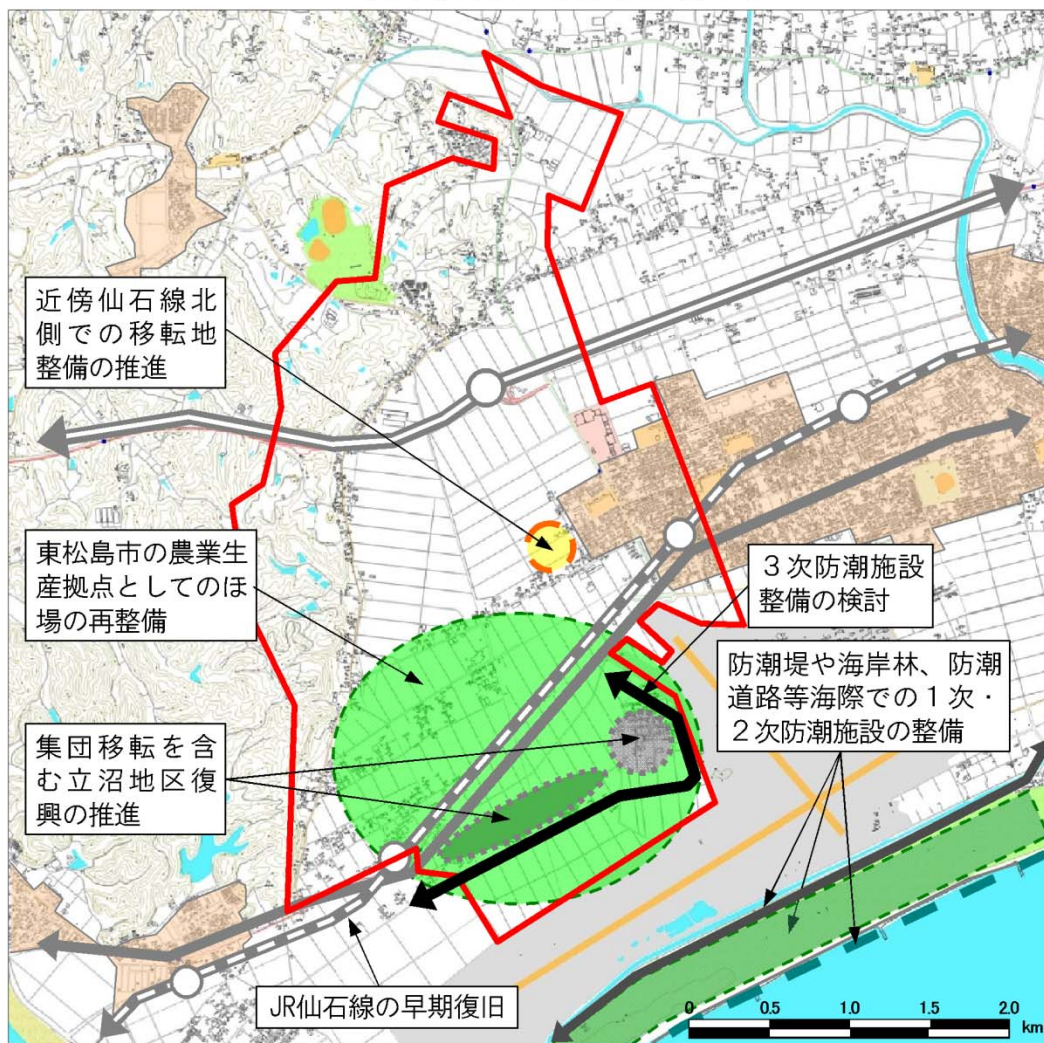
矢本西地区は、特に沿岸に近い南側に位置する立沼地域で津波により、著しい被害を受けました。また、鹿妻地域等においても多数の世帯が浸水等の被害を受けています。

### (2) 地区復興まちづくりの方向性

立沼地域では、現地での住宅再建が困難な家屋が多く、地区外への集団移転の意向が示されており、住民の考え方を十分に踏まえた移転を推進します。集落内での営農に十分考慮し、農地復興も含めた再建に配慮しなければなりません。

他地域と同様、立沼・鹿妻地域や市街地については、多重防災構造の整備を推進します。

[ 矢本西地域の復興方針図 ]



## 5. 宮戸地区

---

### (1) 被災の状況等

宮戸地区には月浜、大浜、室浜、里浜の4集落があり、集落はいずれも海岸付近に立地し、海水浴場、漁港を有し、民宿を相当数含む漁村集落が形成されています。今回の津波により、その低地部は、里浜地区を除きほぼ壊滅しています。なお、比較的、被害が少なかった里浜地区については漁港部の地盤沈下に伴う浸水被害が大きな問題となっており、漁港復旧事業としての対応が必要です。

### (2) 復興まちづくりの方向性

集落の背後には集団移転先となりうる丘陵部が迫っており、斜面に立地した家屋の一部は今回の津波に対しても大きな被害を免れたものも見受けられます。この丘陵部に移転先地を確保するとともに、避難路を確保したうえで、漁港周辺には生業施設の整備を可能とし、人的被害を防ぐ方針とします。

大きく被災した3つの集落においては、背後丘陵地を活用した移転復興を基本としつつ、緊急時の避難手段の確保を推進します。



[ 宮戸地域の復興方針図 ]



## 6. 小野地区

---

### (1) 被災の状況等

牛網、浜市地区は、北上運河とJR仙石線の間広がる平坦な土地に形成されており、直接の津波及び鳴瀬川からの越流により大きな被害を受けています。また、JR仙石線陸前小野駅周辺市街地は海岸部から1.5kmに位置していますが、背後の丘陵部まで津波が到達し、区画整理施行地域も含めた全域で浸水被害を受けました。

鳴瀬庁舎周辺の市街地についても、国道のアンダーパス部分からの浸水により床上浸水に見舞われました。

### (2) 復興まちづくりの方向性

牛網、浜市地区は、現地での住宅再建が困難な家屋も多く、地区外への集団移転の意向が示されており、住民の考え方を十分に踏まえた移転を推進します。また現地再建の意向への配慮はもちろんのこと、小野駅周辺や鳴瀬庁舎周辺の既存市街地への防災として、多重防災構造の整備を推進します。なお、国道のアンダーパス部分の対応について、整備手法を検討します。

浜市小学校については、現地復旧が極めて困難であることから、移転を基本とし、移転校の整備手法については、教育計画と並行して検討を進めます。



[ 小野地域の復興方針図 ]



## 7. 赤井地区

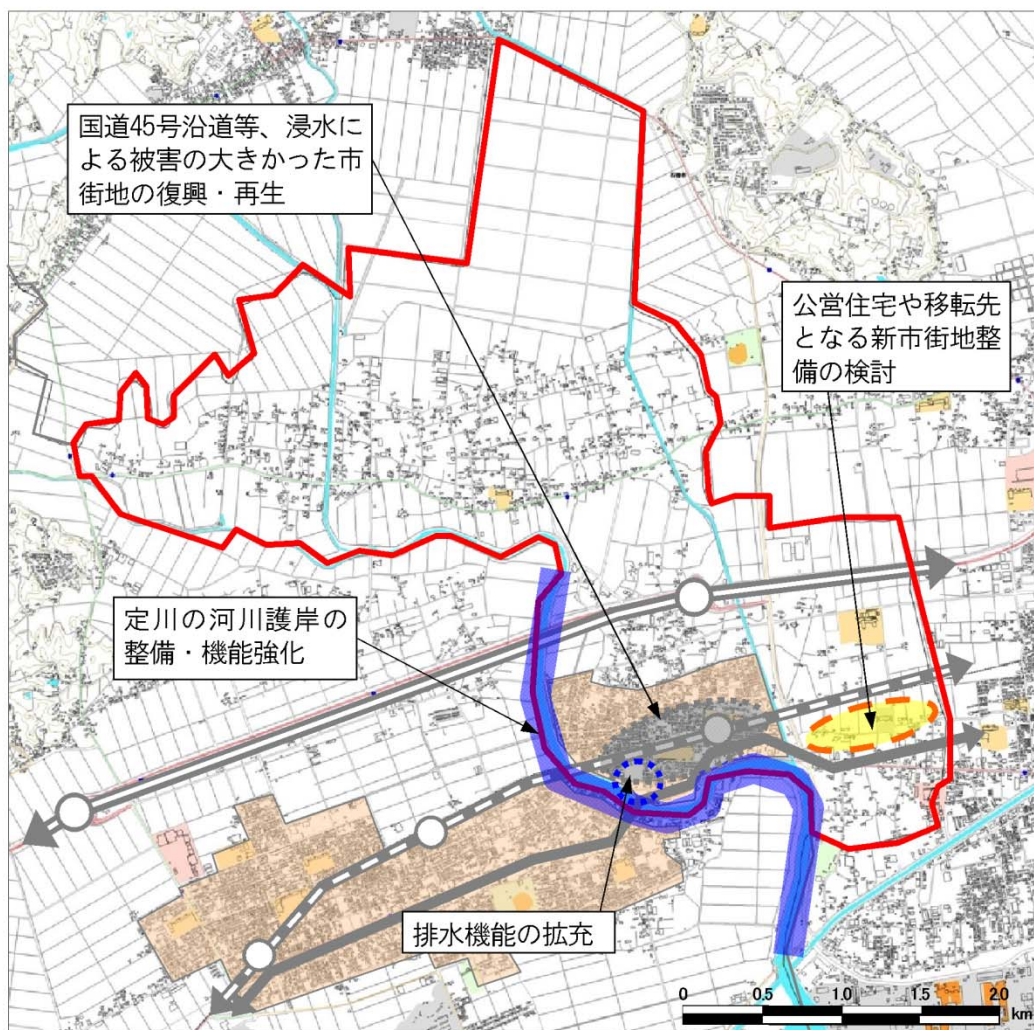
### (1) 被災の状況等

赤井地区は定川からの越流による浸水被害に見舞われ、長期間にわたり広範な地域が浸水しました。これまでも、台風等における大雨時には緊急的な排水対策が必要な地区であり、今回の震災による地盤沈下により恒久的な排水対策が求められています。

### (2) 復興まちづくりの方向性

定川の越流が大きな被害をもたらしており、河川堤防のかさ上げが不可欠です。また、市街地の浸水被害を軽減するため、大きく破損した排水機場の復旧・復興に合わせた国、県との調整を行い、可能な限り短時間で排水が可能となるような排水機能の向上に向けた整備を推進します。

〔 赤井地域の復興方針図 〕





## 8. 大塩地区

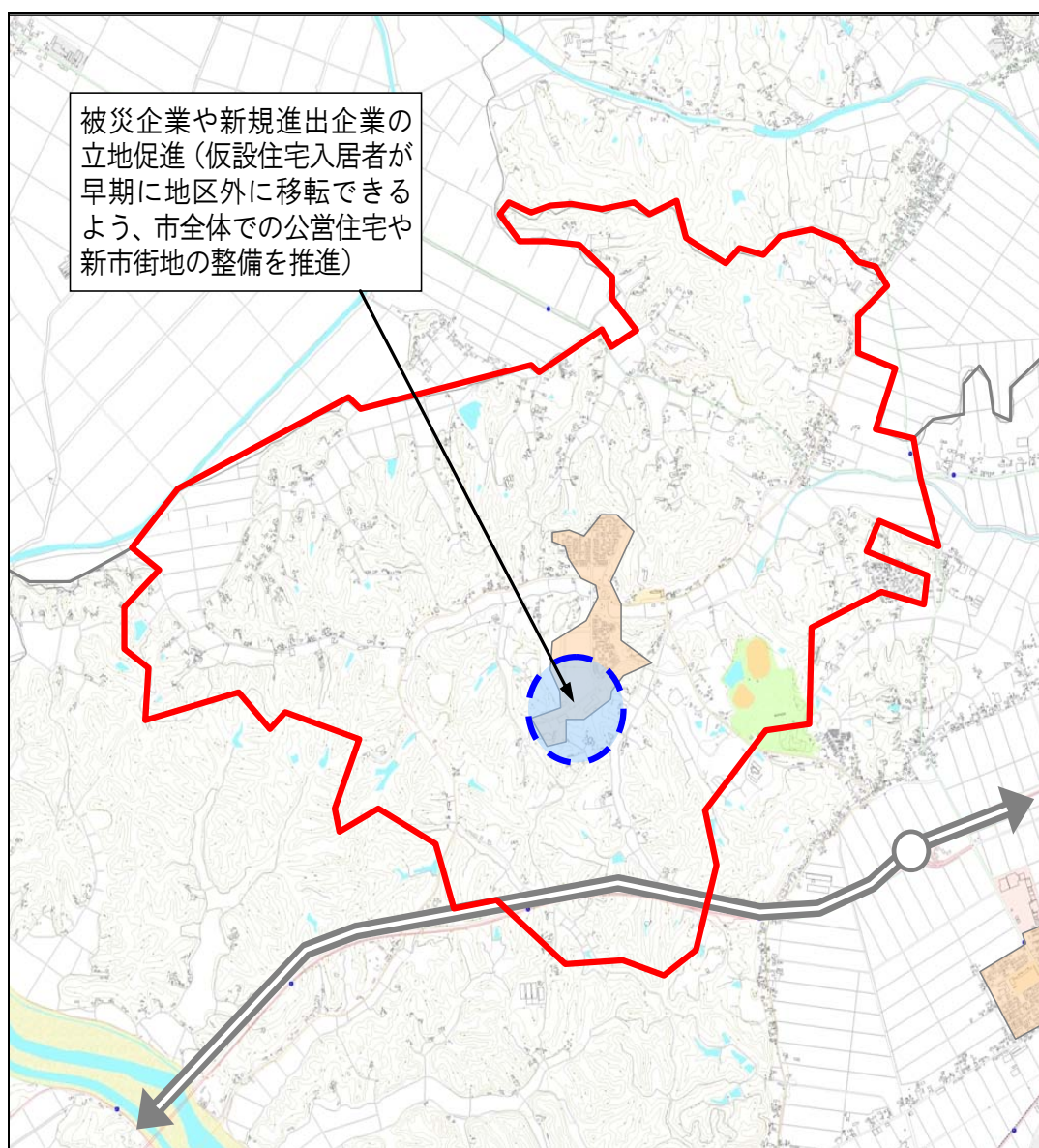
### (1) 被災の状況等

市内では高台に位置するため、津波は到達せず、地震被害が中心の地区です。

### (2) 復興まちづくりの方向性

大塩地区は津波被害を免れ、工業用地、公園等を中心に大規模な仮設住宅を整備しました。しかし、本来の土地利用目的である工業用地も不足していることから、災害復興住宅等の恒久住宅の整備を促進し、企業誘致を推進していくこととします。また、広域的避難施設である鷹来の森運動公園の防災機能の拡充を図ります。

### [大塩地域の復興方針図]



## 第4章 リーディングプロジェクト(調整・提案募集中)

---

基本方針を実現するために、復興を牽引する取組みをリーディングプランとして進めます。特に緊急性・重要性が高い施策を「重点プロジェクト」として力点を置いて推進していくことに加え、さらに、将来に向け持続的に発展する新たなまちをつくる観点から「いっしんプロジェクト」を選定し、復興のまちづくりを先導していきます。

### 1. 重点プロジェクト

---

#### (1) 生活の質を高める集団移転の推進

集団移転については、都市機能をコンパクトにし、基本的には歩いて暮らせる範囲で生活機能が充足できる新たな復興の地域づくりを目指します。そのため、公共施設だけでなく、商業、サービス業、福祉、医療等の機能を誘導し、移転地域の生活の質を持続的に高めていきます。

#### (2) 多様な住民のニーズに対応した復興住宅の整備

住民の多様なニーズに対応した復興住宅のモデルハウスをスピードを重視して先行整備し、具体的な復興住宅の居住イメージを提供します。

- ・住民の居住希望を活かした設計、ローコスト
- ・敷地の決定、設計の段階から共同による住宅づくり  
顔見知り（気の合う仲間）→信頼関係
- ・良好なコミュニティの形成への配慮  
共用スペース（畑、集会、中庭…）、各種行事
- ・住民参加による検討  
住民のアイデアを専門家の関与により形にする仕組み

#### (3) 地域産業の持続・再生と雇用機会の創出

地域の復興を図るためには、人口の流出を阻止する必要があります。既存の産業を持続・再生させるとともに、離職者・失業者への、職業能力の開発や、雇用機会の維持を特に推進します。

加えて、雇用機会を創出するため、企業誘致を推進します。

## 2. いっしん (一新、一心、一進) プロジェクト

---

### (1)分散型地域エネルギー自立都市の整備

分散型再生可能エネルギー（太陽光、風力、地熱、バイオマス）によるエネルギー自立を目指します。そのために、公共施設から、エネルギー自給に向けての施設整備を進めるとともに、再生可能エネルギーの立地を促進し、まずは地域内の小規模再生可能エネルギー導入の多様な手法を実証しつつその拡充を目指します。

### (2)コミュニティの再興と地域防災力の強化

#### ■コミュニティの再興

東松島市が従来進めてきた自治協議会を基盤とした協働のまちづくりの蓄積を震災復興においても推進します。

具体的には、①仮設コミュニティの安全安心の実現 ②移転先コミュニティ（仮設住宅を受け入れた自治協）支援 ③集団移転先のコミュニティビジョンの策定支援を中心に、これらにかかわる人的支援、中間支援機能（ソフト）の整備を図りながら、全市的なコミュニティ再興を推進します。

1. 復興まちづくり支援にかかわる人的支援の環境整備
2. コミュニティ支援の拠点整備と運営
3. コミュニティビジョンの策定支援

#### ■地域防災力の強化

上記のコミュニティ再興の重要なテーマとして、コミュニティ単位の防災力の強化があります。ハード整備の限界を認識しながら防災意識の啓発・維持に努め、備蓄や訓練等の事前対応、発災後の安否確認や避難誘導に関して、防災教育、人材育成を通じたコミュニティ防災力の強化策を実施します。